

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する 審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 41 号）及び大学、 短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関 する審査基準（平成 19 年文部科学省告示第 42 号）の 一部を改正する告示案

1. 改正概要

近年の工事単価、物価の状況を踏まえて、標準設置経費額を改める。

標準設置経費額のうち、「校舎の整備に要する経費」については新営予算単価の改定を、「設備の整備に要する経費」については消費者物価指数の改定を踏まえ改める。（詳細は別添を参照）

2. 施行期日

公布の日

なお、次の規定を附則に置く。

- ・令和 10 年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。）に係る審査から適用する。